

公民連携推進のための手順書

概要版

平成24年3月

社団法人 日本水道協会

目 次

はじめに

1. 手順書の概要	1
1.1 目的	1
1.2 構成	2
2. 外部委託を行う場合の事前検討	3
2.1 外部委託への入り口	3
3. 可能性調査および業務受託者の募集選定の手順	4
3.1 公民連携導入の事務プロセスと作業項目	4
3.2 公民連携導入効果の総合評価	5
4. 管理の一体化の推進方法	6
5. 事業体支援機関を活用した公民連携検討・推進方法	7
6. 公民連携で参考となる文献、情報等の収集方法	8
6.1 既往の報告書・手引き	8
6.2 講習会・セミナーの活用	10
6.3 公民連携先行事業体の情報収集	10
6.4 日本水道協会への問い合わせ	10

はじめに

公民連携を推進させるため、これまで、「第三者委託実施の手引き」や「水道事業における業務委託の手引き」のほか、各種報告書、マニュアル等が公表され、活用されているものの、公民連携の事例はあまり増えていないのが現状である。

一方で、公民連携を実施するに当たって、実際の事例で得られた知見を踏まえた、より具体的に分かりやすい解説書のようなものの作成を望む声の本協会にも多く寄せられた。

このような経緯から、本手順書を作成したものである。

本手順書は、事業者自らが行う事前検討に重点を置き、業務受託者の募集・選定までの手順を具体的に分かりやすく解説するとともに、その際の留意事項等を取りまとめている。

また、参考として、公民連携に係る基礎知識や先行事例での対応等を紹介している。

言うまでもなく、本手順書は、基準ではなく、公民連携を実施する際の現時点で考えられる一般的な手順を示したものである。各事業者の実情に合わせて活用していただき、その結果として公民連携が円滑に促進されれば幸いである。

最後に、本手順書の作成にあたり、お忙しい中貴重なご意見をご提供くださった「生命（いのち）の水道・ニッポン運営委員会」ならびに検討部会長はじめ委員の皆様、また、先行事例等の調査にご協力いただいた事業者等の方々に対し、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

「^{いのち}生命の水道・ニッポン」運営委員会
委員長 尾崎 勝

1. 手順書の概要

1.1 目的

本手順書は中小事業体が公民連携を進めるにあたり、これまで発刊された各種報告書・手引きなどを参考に、何をどのような手順で検討したら良いかを分かり易く書き表したものである。

外部委託の導入に当たっては、その目的を明確にするとともに、委託業務の内容・範囲等や業務受託者の募集・選定作業など、内容が多岐にわたるので事業体内での取組体制の構築が必要である。

外部委託導入の一般的な手順を示すと図 1-1 のようになる。

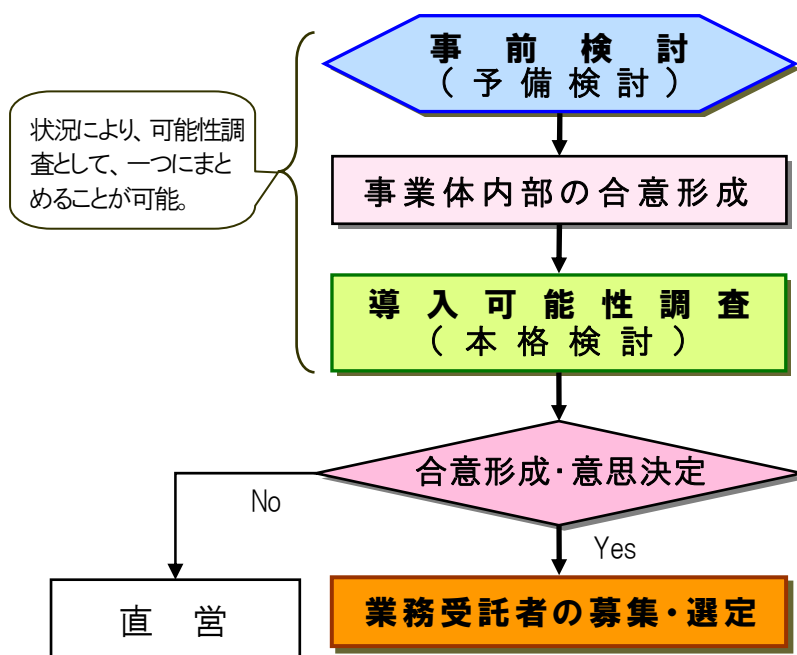


図 1-1 外部委託導入検討の一般的な手順

- ① 事前検討……………水道事業体内部の合意形成のため外部委託の必要性や効果などの検証を行う。
- ② 事業体内部の合意形成… 事前検討の結果を踏まえ、外部委託の導入に向け水道事業体内部の合意を図る。
- ③ 導入可能性調査……………内部合意を受け、外部委託の対象範囲の検討や法制度の検証のほか、市場調査等を行い意思決定へ向けた総合評価を行う。
- ④ 意思決定……………議会や首長、利用者等への説明と業務委託の実施に向けた最終意思決定を行う。
- ⑤ 業務受託者の募集・選定… 受託者の募集・選定を行う。

1.2 構成

本手順書の構成を表 1-1に示す。

表 1-1 手順書の構成

手順書の目次	主な内容（既存の手引き等と異なる事項）
1. 手順書の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手順書の目的を説明 ■ 業務委託の一般的な手順をフロー図で解説 ■ 手順書の構成を概略解説
2. 外部委託を行う場合の事前検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携検討に際して、目的の明確化や取り組み体制の確認等事業体自らがまず行うべきことを事前検討としてフローを示し解説 ■ <u>既存の手引き等で解説されていない合意形成、意思決定の流れを解説</u> ■ 可能性調査の目的と意義を解説
3. 可能性調査および業務受託者の募集選定の手順	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携の可能性調査、受託者の募集・選定方法の概要、ポイントを解説。 ■ <u>先行事例や業務受託者の意見等を踏まえ、実際の業務委託（公民連携）の導入過程等で得られた知見や課題、ポイントとなった事項等を明記。</u> ■ なお、具体的な諸手続き等詳細については、手順書の7章で紹介する既存の手引き等を有効に活用することを前提としている。（本概要版では割愛）
4. 管理の一体化の推進方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託者にとって魅力ある業務（事業）規模の確保方法（共同化手法）や具体的な管理の一体化の推進方法について解説 ■ 協定締結や共同委託、事業実施における費用負担の考え方等について解説
5. 公民連携推進における留意点 （本概要版では割愛）	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>業務引き継ぎ、習熟期間における、適正な期間設定、費用負担の考え方等を解説</u> ■ モニタリングについては、<u>業務受託者が行うセルフモニタリングの有効活用や事業体内の技術継承について解説</u>
6. 事業体支援機関を活用した公民連携検討・推進方法 （本概要版では5章）	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>事業体支援機関の概要、支援機関を活用した推進方法について提案・解説</u>
7. 公民連携で参考となる文献、情報等の収集方法 （本概要版では6章）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携に係る情報の具体的な収集、入手方法や活用方法、参考となる文献等について解説（各種手引き・報告書、講習会、先行事業体、WEB等）
8. 公民連携の基礎知識 （本概要版では割愛）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携の推進の際に必要な基本的な知識について、先行事例での対応、Q&A、コラム形式で解説
9. 公民連携先行事例等（参考資料） （本概要版では割愛）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携先行事例での成功要因、特徴、ポイント、留意点等をまとめている。 ■ ヒアリングによる業務受託者の観点からの課題や対応をまとめている。 ■ 事業体支援機関の活動のための費用負担に関する検討を参考に示している。 ■ 公民連携検討に係るアンケート調査結果を示している。

2. 外部委託を行う場合の事前検討

2.1 外部委託への入り口

事前検討は、公民連携の導入に際し事業体内部で自ら行う予備的な検討作業である。事前検討における主な検討内容および項目を図 2-1に示す。事前検討により、委託目的の明確化や導入推進体制等の予備的な検討を行い、水道事業体内部での合意形成、推進に向けた基本方針の確認を行う。

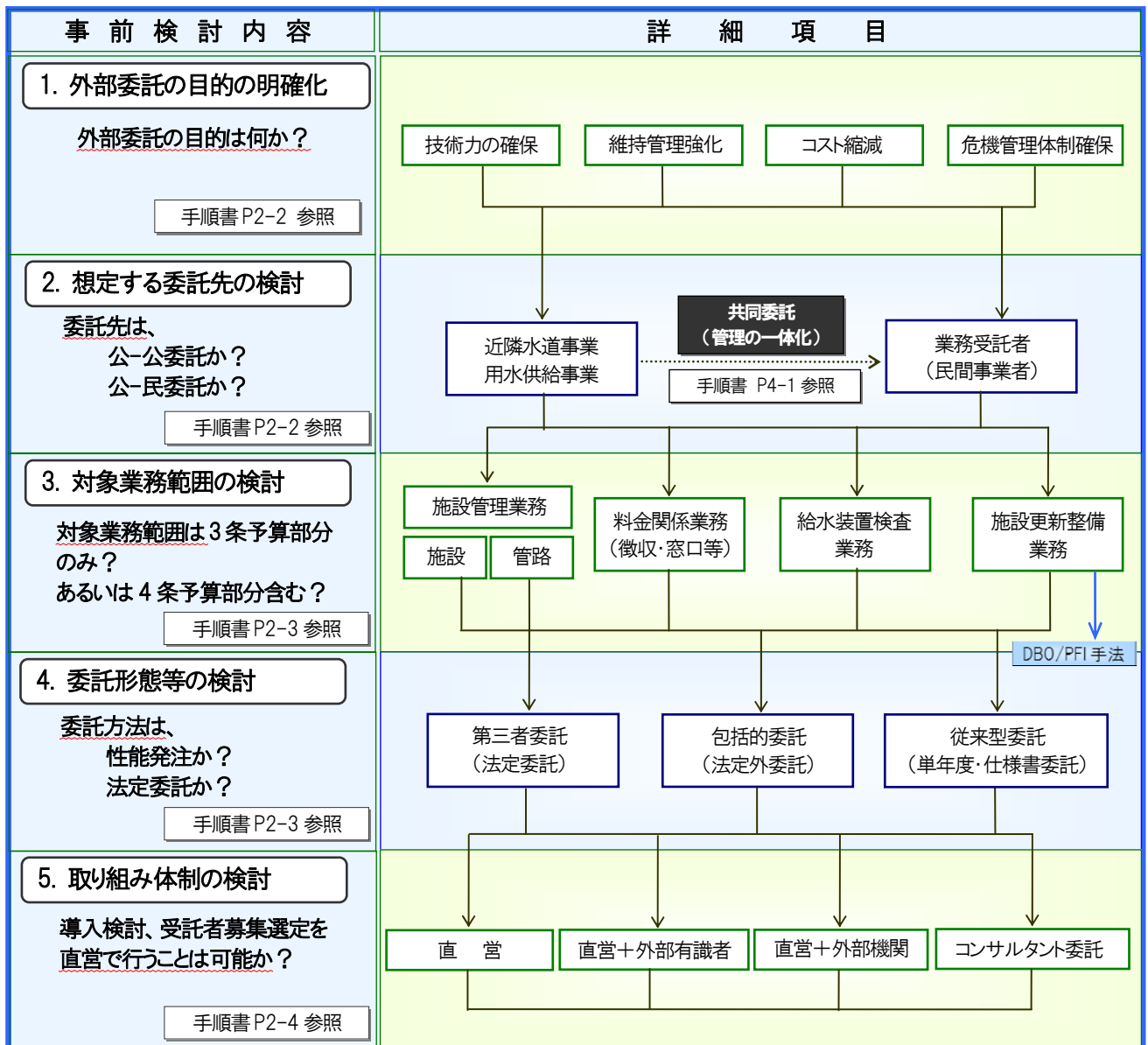


図 2-1 事前検討の内容と検討項目

3. 可能性調査および業務受託者の募集選定の手順

3.1 公民連携導入の事務プロセスと作業項目

公民連携（＝業務委託、以下「公民連携」という）可能性調査および業務受託者募集・選定の各段階で必要となる、事務プロセスと作業項目を図 3-1に示す。

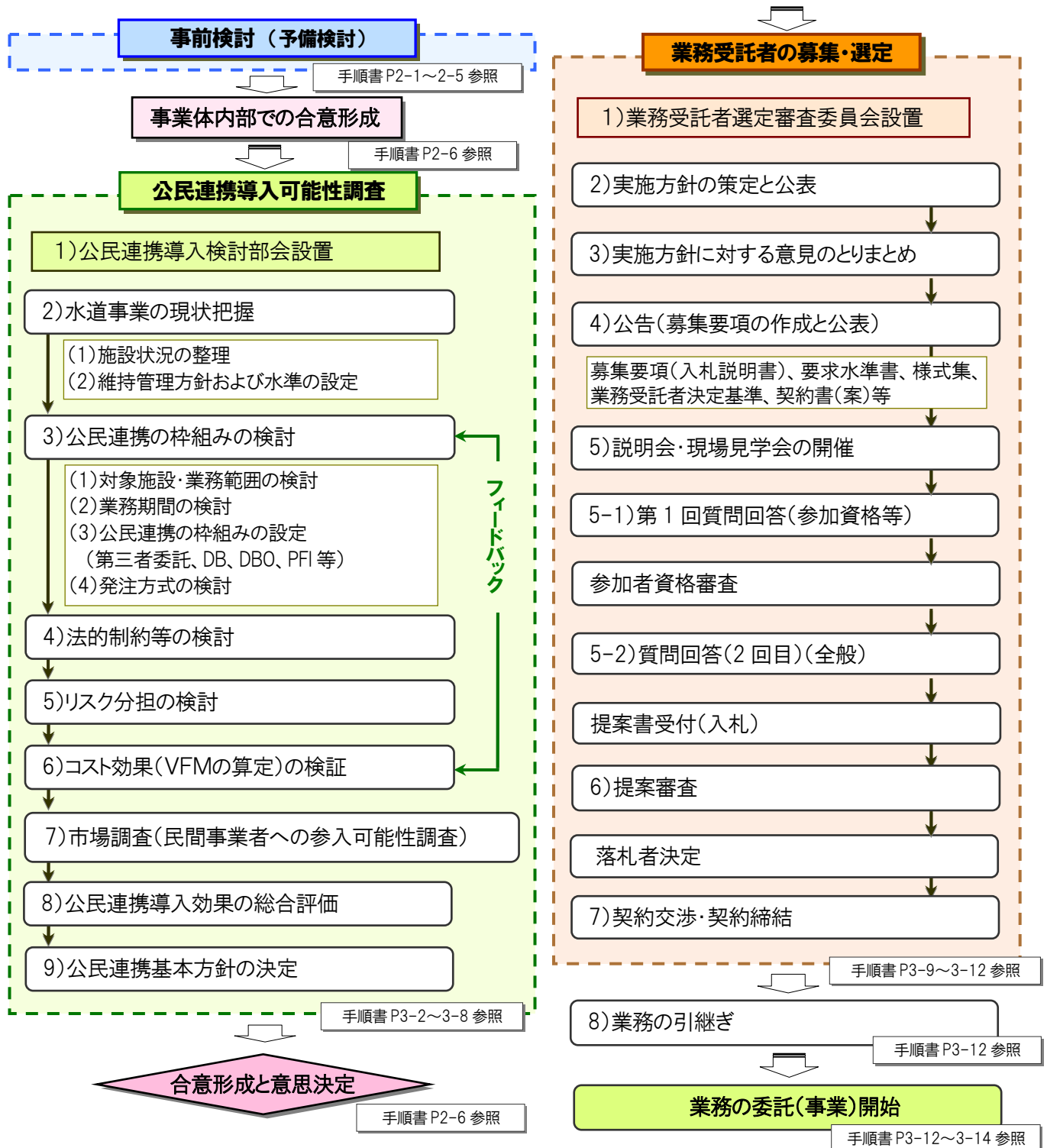


図 3-1 公民連携導入の各段階における事務プロセスと作業項目

3.2 公民連携導入効果の総合評価

公民連携を活用した枠組み、業務受託への参画意向、コスト縮減効果（公共財政負担の軽減）等の視点から公民連携導入の可能性について総合的に評価を行う。

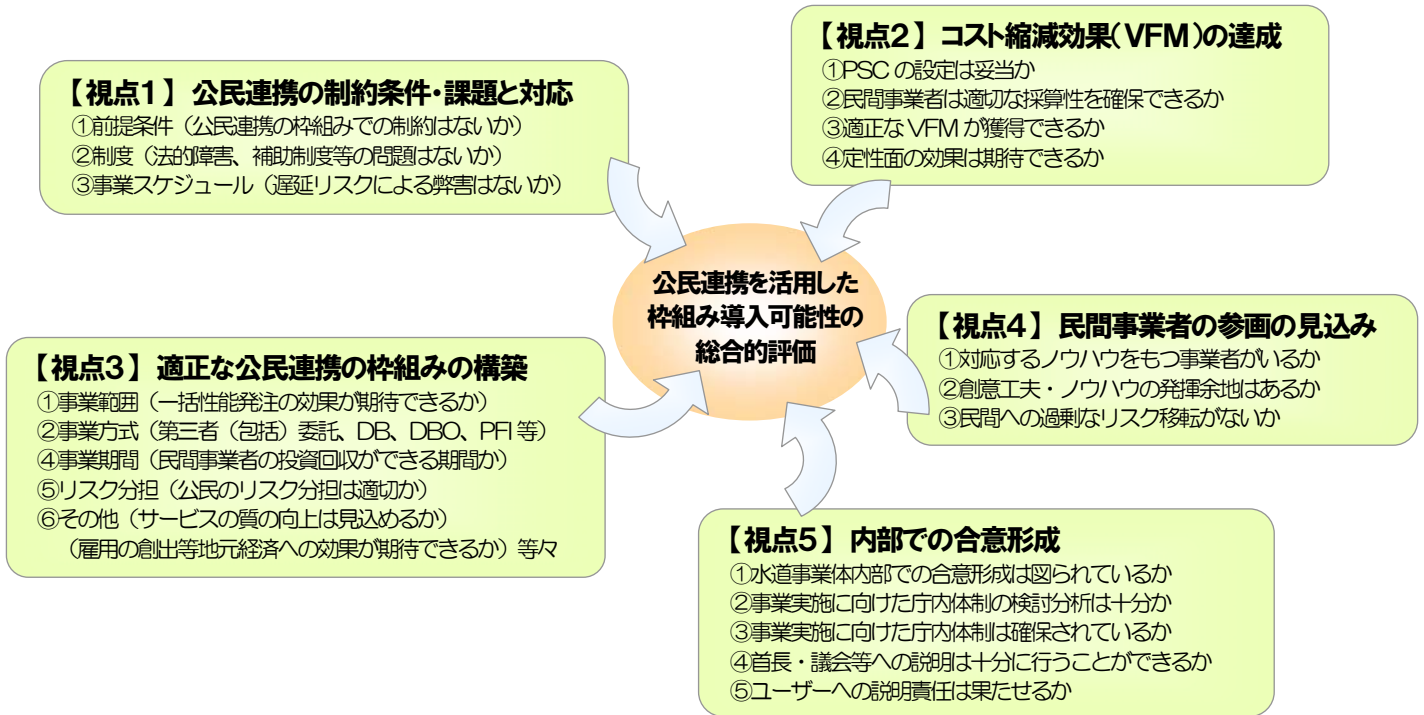


図 3-2 公民連携導入効果の総合評価

4. 管理の一体化の推進方法

中小規模の水道事業者が単独で業務の委託等を行う場合にその業務規模が小さく、受託する民間事業者側にとって、創意工夫や技術力を発揮することが可能な魅力ある規模の委託範囲を確保できないケースが想定される。のような場合は、近隣の水道事業者等と連携して共同で委託を行うことにより、公-公および公-民の両方で相互のメリットを享受することが可能である。

厚生労働省でも、新たな概念の広域化として、管理の一体化や施設の共同化等の推進やこれに伴う公民連携の推進を推奨している。

管理の一体化等の実施手法として想定される手法を表 4-1に示す。

表 4-1 業務の共同化の実施手法

手法	根拠等	利点	留意点	事務項目				
				規約	議会承認	議員	事務局	協定書
私法上の業務委託① (共同事業方式)	●私法上の契約行為により代表事業者等が受託し取りまとめて委託契約を行う。	●新たに組織を設置する必要がない。 ●契約の締結のみで、形態が非常に簡便である。	●受委託する水道事業者等の間での随意契約となるため、競争原理が働かない。但し民間事業者に共同で業務委託する場合は競争原理が働く。 ●受託した業務を民間業者に委託することが想定される場合は、再委託が可能となるような条文を契約書に盛り込む必要がある。					○
私法上の業務委託② (共同事業方式)	●私法上の契約行為により構成事業者が一つの事業として共同して委託契約を行う。	●上記と同じ	●構成事業者の全てが発注の当事者となるため、事業者間で協定を締結した上で、契約事務等はその作業負担等を適宜算定、協議を行い、代表事業者が行う。					○
任意協議会の設置	●権利能力なき社団である任意協議会を設置し、業者選定を行う。契約は参加事業者がそれぞれ取り交わす。	●地方自治法に基づく協議会と比べ、議会、監査委員の設置が不要であり、簡易な手続きで設置可能である。	●任意協議会は権利能力なき社団であるため契約主体とはなれず、契約行為は参加事業者それぞれが行う必要がある。				○	○
事務の委託	●地方自治法第 252 条の 14 に基づき水道事業者等の中で事務の委託をする。	●事務局を設置し、事務業務を集約管理することで事務の効率化を図る。	●事務業務が継続する業務には向いているが、断続的な業務には向いていない。	○	○		○	○
協議会の設置	●地方自治法第 252 条の 2 に基づき協議会を設置する。	●議会、監査委員の設置が不要であり、一部事務組合と比べ、比較的簡易な組織で可能である。	●関係地方公共団体全ての議会の承認が必要となる。	○	○		○	○
一部事務組合等の設置	●地方自治法第 284 条第 1 項に基づく一部事務組合や広域連合を設置する。	●専門機関を設置することにより、事業統合に向けた基礎となり得る。	●独立した地方公共団体となるため、組織・予算等が硬直的となる場合がある。 ●当該地方公共団体全ての議会の承認が必要となる。	○	○	○	○	○

参考:「水道広域化検討の手引き」(P133) ((社) 日本水道協会)

5. 事業体支援機関を活用した公民連携検討・推進方法

『水道の安全保障に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）（社）日本水道協会』では、公民連携を推進する上で、技術面や人材面で不安を抱える水道事業体の委託契約支援、委託履行監視支援等を行うための組織として事業体支援機関の創設が提案されている。

《支援機関による支援イメージ》

支援機関による活動内容を表 5-1に示す。対象となる事業体の内部体制等により、適切な支援レベルを設定する。

なお、支援機関の活用にあたっては対象事業体による一定の費用負担が前提となる。

費用負担については手順書の参考資料「9.4 事業体支援機関等の費用負担に関する検討」参照。

表 5-1 支援機関の活動内容

		レベル1	レベル2	レベル3
支援機関による支援内容		<ul style="list-style-type: none"> ●助言のみの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●助言支援 ●検討会事務局運営支援(補助的関与) 	<ul style="list-style-type: none"> ●助言支援 ●検討会事務局運営支援(主体的関与) ●一部作業代行
支援方法		<ul style="list-style-type: none"> ●原則、電話・メール等での遠隔助言支援 ●協議が必要な場合は対象事業体が出向く 	<ul style="list-style-type: none"> ●電話・メール等での遠隔助言支援に加え、必要に応じ対象事業体に出向き協議、事務局の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル2に加え、委託に必要な書類の準備や作成 ●主要な協議(事務局内調整含)に出席
支援に係る経費	支援機関の活動の経費負担の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●活動に係る経費の手当てが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象事業体での協議出席にかかる交通費等を含めた活動に係る経費等の手当てが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル2に加え、コーディネーター等の担当者の活動費用に加え、作業を補完するコンサルタント等への委託費の手当てが必要
	人件費	○	○	○
	交通費	△	○	○
	委託費	—	—	○

6. 公民連携で参考となる文献、情報等の収集方法

6.1 既往の報告書・手引き

水道事業における公民連携については、これまで厚生労働省、日本水道協会等において、報告書や手引きなどが整備されている。公民連携導入検討、受託者選定等の作業にあたっては、これらの図書を有効に活用することが有効である。

これまでに刊行された報告書・手引きの概要を表 6-1に示す。

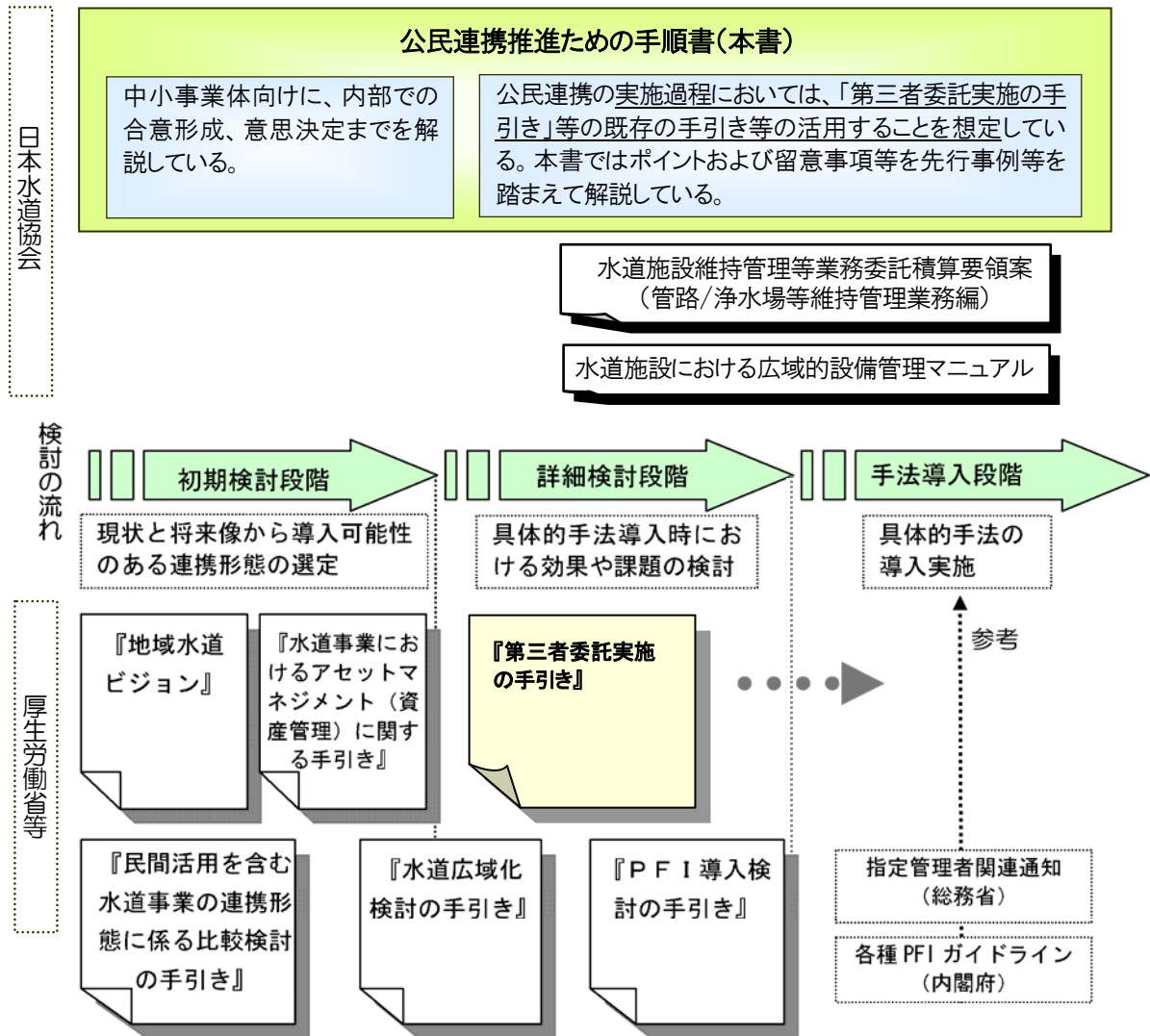
表 6-1 水道事業における公民連携に係る報告書・手引き一覧

公表年月日	名称	公表主体	種別	入手方法	概要
平成23年3月改定	第三者委託実施の手引き	厚生労働省	手引き等	厚労省HP	中小規模の水道事業体における浄水場施設の運転業務委託業務を想定し、第三者委託導入検討の考え方等について整理。モニタリング(業務監視)手法やリスク分担、性能発注の導入等に関する内容を検討した改定版(厚労省版)
平成19年11月	★水道におけるPFI導入検討のための手引き(現在改定中)	厚生労働省	手引き等	厚労省HP	水道事業におけるPFI事業をPFI法に基づき、技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を適切かつ円滑に行うための手引き
平成20年1月	★水道事業における業務委託の手引き -第1次案-	日本水道協会	手引き等	下記の積算要領案(浄水場編)に添付	中小規模の水道事業体における水道施設の運転業務委託業務を想定した、第三者委託を含む業務委託の導入検討の手順、考え方等について整理(日本水道協会版)
平成20年8月	★「水道広域化検討の手引き」	厚生労働省	手引き等	厚労省HP	都道府県の水道行政部局や水道事業者等における水道広域化の検討に資することを目的として、水道広域化の具体的な検討方法、検討事例および導入手順とフォローアップ等を示している。
平成21年3月	★水道の安全保障に関する検討会報告書	日本水道協会	報告書	水道協会HP	水道事業の運営基盤の抜本的強化策である「広域化」と「公民連携」の推進について、新たな視点で取組むことを提言している。
平成22年3月	●水道施設維持管理等業務委託積算要領案 -浄水場等運転管理業務編-	日本水道協会	積算要領	水道協会 で販売	水道施設の維持管理を外部委託するうえでの標準的な積算要領として、中小規模の水道事業体(浄水能力50,000m ³ /日程度以下)における運転管理業務および保守点検業務について、実態調査結果を基に検討、作成されている。標準仕様書(例)や積算例などの豊富な事例が収録され分かりやすい内容となっている。
平成22年9月	●水道施設維持管理等業務委託積算要領案 -管路等維持管理業務編-	日本水道協会	積算要領	水道協会 で販売	外部委託するうえでの標準的な積算要領。中小規模の水道事業体における管路等の維持管理業務について、実態調査結果を基に作成されており、標準仕様書例や業務点検表様式例などの豊富な事例を収録され、分かりやすい内容となっている。
平成22年11月	★『わかりやすい第三者委託(実施までのプロセス)』	全国簡易水道協議会	解説書	簡水協HP	石狩市の実際の作業手順を基本に、小規模水道事業における第三者委託実施に向けた具体的な事務的プロセスをわかりやすく解説するとともに、最も頭を悩ませる要求水準書や契約書式などの内容を、そのまま使える様式集として収録している。
平成23年3月	★水道施設における広域的設備管理マニュアル2011	日本水道協会	手引き等	水道協会 で販売	平成20年8月に作成した「水道広域化検討の手引き」を補完、システム構築や運転保守管理、危機管理の基本的な手順、留意点、具体例を記述することで、広域分散した施設の集中管理に関する実務的マニュアルである。
平成22年8月	第三者委託実施状況	厚生労働省	実施状況	厚労省HP	平成22年4月1日現在第三者委託実施状況

★:公民連携、広域化の推進手続き、検討事項等で主として参考になる手引き、報告書

●:公民連携で参考となる積算要領、仕様書等

既存の報告書・手引きと本書の関係を公民連携の流れに沿って図 6-1に示す。



(「第三者委託実施の手引き」改訂版(厚生労働省健康局水道課) P2, 図 1.2.1 に加筆)

図 6-1 既存の報告書・手引き本書の位置づけ

6.2 講習会・セミナーの活用

近年は国や日本水道協会等での公民連携をテーマとした講習会、セミナー等が多く開催されており、これらの機会を積極的に活用することで、公民連携に関わる情報や最新の動向等を把握することが可能である。

6.3 公民連携先事業体の情報収集

厚生労働省では毎年水道事業体および水道用水供給事業体における第三者委託の実施状況をホームページで公表しており、全国の委託概況を把握することが可能である。

また、「水道分野における官民連携推進協議会」において民間事業者が配布した PR 資料等が厚生労働省、経済産業省および日本水道協会のホームページに掲載されている。

6.4 日本水道協会への問い合わせ

日本水道協会では、公民連携の推進を支援するため、公民連携にかかわる情報提供やアドバイスなどを行っている。

相談窓口 日本水道協会 水道技術総合研究所 広域化および公民連携推進担当

電 話 : 03-3264-2337

e-mail : kenkyusho@jwwa.or.jp

